

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正等に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 児童福祉法に基づく事務手数料について、地域限定保育士試験の手数料、地域限定保育士登録の申請に対する審査の手数料、地域限定保育士登録証の書換え交付および再交付の手数料ならびに地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料を追加することとします。（第 2 条関係）

○児童福祉法の一部改正により地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、本県においても保育人材の確保のために地域限定保育士試験を実施する予定であることから、当該事務に係る手数料を新たに設定するもの。

- (1) 地域限定保育士試験の手数料 12,700 円
- (2) 地域限定保育士登録の申請に対する審査の手数料 4,200 円
- (3) 地域限定保育士登録証の書換え交付の手数料 1,600 円
- (4) 地域限定保育士登録証の再交付の手数料 1,100 円
- (5) 地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料 2,400 円

(2) 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 32 条第 5 項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付の手数料を新たに設定することとします。（第 2 条関係）

○政党助成法の一部改正に伴い、同法に基づく都道府県提出文書の写しの交付請求の手続が新たに創設されたことから、当該事務に係る手数料を新たに設定するもの。

- ・都道府県提出文書の写しの交付の手数料 10 円

(3) 知事が地域限定保育士試験に関する事務を指定地域試験機関に行わせることとした場合においては、指定地域試験機関が行う地域限定保育士試験を受けようとする者は、地域限定保育士試験の手数料を指定地域試験機関に納めなければならないこととします。

（第 3 条関係）

(4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表第43関係）

○建築基準法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、関係箇所の所要の整理を行うもの。

政令第137条の12第6項または第7項 → 政令第137条の12第11項または第12項

(5) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)およびイの一部は、令和8年1月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円</p> <p><u>児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円</p> <p>児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円</p> <p><u>児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円</u></p> <p><u>児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の手数料 1件につき 12,700円</u></p> <p><u>児童福祉法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円</u></p> <p>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円</p> <p>児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円</p>

(新設)	<u>児童福祉法施行令第20条の6において読み替えて準用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付の手数料</u> <u>1件につき 1,600円</u>
(新設)	<u>児童福祉法施行令第20条の6において読み替えて準用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付の手数料</u> <u>1件につき 1,100円</u>
	<u>児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料</u> <u>1件につき 2,400円</u>
(新設)	<u>児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料</u> <u>1件につき 2,400円</u>
(4)～(75) 省略	(4)～(75) 省略
(新設)	<u>(75)の2 政党助成法に基づく事務手数料</u> <u>政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付の手数料</u> <u>写し1ページにつき 10円</u>
(76)～(91) 省略	(76)～(91) 省略
第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当	第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当

該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1) 児童福祉法第18条の8第2項に規定する保育士試験	前条第2項第3号に定める同法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料	同法第18条の9第1項に規定する指定試験機関
------------------------------	---	------------------------

(新設)

(2)～(13) 省略

2 省略

第4条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(48) 省略	
(49) 政令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000円

該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1) 児童福祉法第18条の8第2項に規定する保育士試験	前条第2項第3号に定める同法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料	同法第18条の9第1項に規定する指定試験機関
(1)の2 児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験	前条第2項第3号に定める同法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の手数料	同法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関
(2)～(13) 省略		

2 省略

第4条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(48) 省略	
(49) 政令第137条の12第11項または第12項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000円

(50) 省略

注 省略

別表第43の2以下 省略

(50) 省略

注 省略

別表第43の2以下 省略

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考查手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、第23号の2から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第2号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第5号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考查手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、第23号の2から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料および同法第18条の28第1項の規定に基づく<u>地域限定保育士試験</u>の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獸畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料</p>

を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号から第90号までに規定する手数料

(2)・(3) 省略

8年法律第105号) 第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第75号まで、第76号、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号から第90号までに規定する手数料

(2)・(3) 省略